以上の証拠として、銀行及び拠出予定国は、委任を受けた代表者によりこの協定に署名した。

二千五年四月九日に日本国沖縄で、ひとしく正文である英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語により原本一通を作成した。この原本は、銀行に寄託する。銀行は、その認証謄本を第二次ＭＩＦ設定協定の付表Ａに掲げる拠出予定国に送付する。

附属書Ａ　仲裁手続

第一条　裁判所の構成

第二次多数国間投資基金の管理のための協定（以下「第二次ＭＩＦ管理協定」という。）第七条第五項の規定に従い紛争を解決するための仲裁裁判所は、次のとおり任命される三人の仲裁人で構成する。仲裁人の一人は銀行が任命し、他の一人は拠出国委員会が任命し、第三の仲裁人（以下「裁判長」という。）は当事者の間の直接の合意により又は各仲裁人を通じて任命する。当事者若しくは仲裁人が裁判長について合意することができない場合又はいずれか一方の当事者が仲裁人を指名しない場合には、裁判長は、いずれかの当事者の要請により、米州機構の事務総長が任命する。いずれか一方の当事者が仲裁人を任命することができない場合には、当該仲裁人は、裁判長が任命する。任命された仲裁人又は裁判長のいずれかが任務を遂行すること若しくは遂行し続けることを望まない場合又は任務を遂行すること若しくは遂行し続けることができない場合には、後任者は、前任者を任命する方法と同様の方法で任命する。後任者は、前任者と同一の任務及び能力を有する。

第二条　手続の開始

申立人は、紛争を仲裁に付するため、他方の当事者に対し、申立ての性質、求めている弁済又は補償及び自己が任命する仲裁人の氏名を明記する書面により通告を行う。通告を受領した当事者は、四十五日以内に、仲裁人として任命する者の氏名を申立人に通告する。申立人への通告の発出の後三十日以内に裁判長として行動する者について当事者が合意しない場合には、いずれの当事者も、米州機構の事務総長に対しその任命を要請することができる。

第三条　裁判所の開廷

仲裁裁判所は、アメリカ合衆国ワシントン市において、裁判長が決定する日に最初の法廷を開くものとし、その後は、裁判所が自ら定める日に開廷する。

第四条　手続

(a)　裁判所は、紛争事項についてのみ審理する権限を有する。裁判所は、自己の手続（著名な仲裁協会の手続によることとすることができる。）を採択するものとし、必要と認める専門家を自己の発意により指名することができる。裁判所は、いかなる場合にも、当事者に対し口頭による陳述の機会を与えなければならない。

(b)　裁判所は、この協定に定める条件並びに衡平及び善に基づいて手続を進めるものとし、いずれかの当事者が出廷せず、又は自己の立場を表明しない場合においても仲裁判断を行う。

(c)　仲裁判断は、書面によるものとし、少なくとも二人の仲裁人による賛成投票によって採択する。仲裁判断は、特別のかつ予見できない事情により裁判所がその期間を延長することを決定する場合を除くほか、裁判長が任命された日から約六十日以内に行う。仲裁判断は、少なくとも二人の仲裁人が署名した文書により当事者に通報する。

第五条　費用

仲裁人の報酬は、その仲裁人を任命した当事者が支払い、裁判長の報酬は、両当事者が均等に支払う。当事者は、裁判所の最初の開廷に先立ち、相互の合意により仲裁手続に参加すべきと認める他の者の報酬について、合意する。適当な期間内にそのような合意に達しない場合には、裁判所は、当該他の者にとって事情に応じた妥当な補償を決定する。当事者は、仲裁手続における自己の費用を支払うものとし、裁判所の費用については、当事者が均等に負担する。費用の分担又は支払の方法に関するいかなる疑義についても、裁判所が決定するものとし、上訴することはできない。この条の規定に基づき拠出国委員会が支払うべき報酬又は費用は、この協定に基づいて管理される第二次ＭＩＦから支払われる。

（署名欄は省略）

○外務省告示第五十五号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Ⅰ及び附属書Ⅱが同規約第三十四条の規定に従い改正され、その改正は、同条の規定により平成二十七年一月一日に効力を生じた。改正が効力を生じた後の附属書Ⅰ及び附属書Ⅱは、次のとおりである。

（平成二十六年十一月十三日付け及び同年十一月十七日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成二十七年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅰ　二千十五年の禁止表（二千十五年一月一日に効力を生じた世界ドーピング防止規範）

禁止される物質は、S1、S2、S4.4、S4.5及びS6(a)に分類される物質並びに禁止される方法のM1からM3までに規定する物質を除くほか、世界ドーピング防止規範4.2.4.の規定により、全て「特定物質」とみなす。

常に禁止される物質及び方法（競技会検査及び競技会外検査）

禁止される物質

S0　承認されていない物質

この禁止表において取り扱わない薬理学的な物質であって、規制を行う政府の保健当局が人の治療目的使用について現在承認していないもの（例えば、前臨床的な開発若しくは臨床的な開発が行われている薬物又は開発が中断された薬物、デザイナー・ドラッグ及び動物への使用のみが承認された物質）は、常に禁止する。

S1　たんぱく同化剤

たんぱく同化剤は、禁止する。

1　たんぱく同化男性化ステロイド剤（ＡＡＳ）

(a)　外因性（注1）たんぱく同化男性化ステロイド剤には、次のものを含む。

一―アンドロステンジオール（五アルファ―アンドロスタ―一―エン―三ベータ・十七ベータ―ジオール）、一―アンドロステンジオン（五アルファ―アンドロスタ―一―エン―三・十七―ジオン）、ボランジオール（エストラ―四―エン―三ベータ・十七ベータ―ジオール）、ボラステロン、ボルデノン、ボルジオン（アンドロスタ―一・四―ジエン―三・十七―ジオン）、カルステロン、クロステボール、ダナゾール（[一・二]オキサゾロ[四′・五′：二・三]プレグナ―四―エン―二十―イン―十七アルファ―オール）、デヒドロクロロメチルテストステロン（四―クロロ―十七ベータ―ヒドロキシ―十七アルファ―メチルアンドロスタ―一・四―ジエン―三―オン）、デスオキシメチルテストステロン（十七アルファ―メチル―五アルファ―アンドロスタ―二―エン―十七ベータ―オール）、ドロスタノロン、エチルエストレノール（十九―ノルプレグナ―四―エン―十七アルファ―オール）、フルオキシメステロン、ホルメボロン、フラザボール（十七アルファ―メチル[一・二・五]オキサジアゾロ[三′・四′：二・三]―五アルファ―アンドロスタン―十七ベータ―オール）、ゲストリノン、四―ヒドロキシテストステロン（四・十七ベータ―ジヒドロキシアンドロスタ―四―エン―三―オン）、メスタノロン、メステロロン、メタンジエノン（十七ベータ―ヒドロキシ―十七アルファ―メチルアンドロスタ―一・四―ジエン―三―オン）、メテノロン、メタンドリオール、メタステロン（十七ベータ―ヒドロキシ―二アルファ・十七アルファ―ジメチル―五アルファ―アンドロスタン―三―オン）、メチルジエノロン（十七ベータ―ヒドロキシ―十七アルファ―メチルエストラ―四・九―ジエン―三―オン）、メチル―一―テストステロン（十七ベータ―ヒドロキシ―十七アルファ―メチル―五アルファ―アンドロスタ―一―エン―三―オン）、メチルノルテストステロン（十七ベータ―ヒドロキシ―十七アルファ―メチルエストラ―四―エン―三―オン）、メチルテストステロン、メトリボロン（メチルトリエノロン、十七ベータ―ヒドロキシ―十七アルファ―メチルエストラ―四・九・十一―トリエン―三―オン）、ミボレロン、ナンドロロン、十九―ノルアンドロステンジオン（エストラ―四―エン―三・十七―ジオン）、ノルボレ